



金 沢 市 公 報

第 2 9 6 7 号 の 4

平成31年(2019年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○平成31年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課) 5
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課) 1		○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課) 6
○包括外部監査契約の締結について (行政経営課) 2		○市道の路線の認定について (道路管理課) 7
○平成31年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課) 3		○市道の路線の変更について (") 7
○計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課) 3		○市道の区域の決定について (") 8
○平成28年告示第95号(金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について)の変更について (地域長寿課) 3		○道路の供用の開始について (") 8
○平成31年告示第92号(卯辰山公園健康交流センター千寿閣の指定管理者の指定について)の変更について (") 3		○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (") 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課) 3		● 告 告
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (") 4		○予防接種を行うことについて (健康政策課) 10
○平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部改正について (健康政策課) 4		○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課) 11
○平成27年告示第114号(金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について)の変更について (") 4		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 11
		● 教 育 委 員 会 告 示
		○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課) 12
		● 公 営 企 業 公 告
		○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 12
		○平成31年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課) 12

告 示

●金沢市告示第116号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から午後12時まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 契約の期間の始期
平成31年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所
塚崎 俊博
金沢市三口新町1丁目3番3号
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第118号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により平成31年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第119号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 定期検査を行う区域

浅野川小学校、浅野町小学校、栗崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、兼六小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀桜小学校、犀川小学校、大徳小学校、田上小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、不動寺小学校、三谷小学校、南小立野小学校、明成小学校、杜の里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

平成31年5月1日から平成32年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第120号

平成28年告示第95号（金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の所在地	金沢市芳斉2丁目3番28号	金沢市大手町3番23号	平成31年4月1日
指定管理者の名称	公益財団法人金沢市福祉サービス公社	公益財団法人金沢健康福祉財団	平成31年4月1日

●金沢市告示第121号

平成31年告示第92号（卯辰山公園健康交流センター千寿閣の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の所在地	金沢市芳斉2丁目3番28号	金沢市大手町3番23号	平成31年4月1日
指定管理者の名称	公益財団法人金沢市福祉サービス公社	公益財団法人金沢健康福祉財団	平成31年4月1日

●金沢市告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105006	ばるむ	金沢市泉野町5丁目11番6号	一般社団法人ライフPALM	金沢市割出町20番地1	就労継続支援B型	身体障害者 (内部障害に限る。)知的障害者 精神障害者	平成31年3月1日
1710105014	うちくるアシスト	金沢市福久1丁目106番地	株式会社うちくるアシスト	金沢市福久1丁目106番地	就労継続支援A型 就労継続支援B型	身体障害者 知的障害者 精神障害者	平成31年3月1日

●金沢市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃 止年月日
1710104892	うちくるアシスト	金沢市福久1丁目106番地	株式会社うちくる	富山市黒崎338番地1	就労継続支援A型 就労継続支援B型	身体障害者 知的障害者 精神障害者	平成31年2月28日
1710103225	ヘルパーステーションしらさぎ苑	金沢市割出町138番地	株式会社しらさぎ苑	金沢市割出町138番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	平成31年3月31日
1710104207	ハスネテラス	金沢市木越町ツ18番地1	ケアパーク金沢株式会社	金沢市大額1丁目352番地	就労移行支援	特定なし	平成31年3月31日
1710104777	ヘルパーステーションコクエー	金沢市諸江町下丁216番地	有限会社コクエー	富山市中川原新町274番地5	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	特定なし	平成31年3月31日

●金沢市告示第124号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表泉野福祉健康センターの項中「新堅町小学校 菊川小学校」を「犀桜小学校」に改め、「東浅川小学校」を削る。

●金沢市告示第125号

平成27年告示第114号（金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の名称	公益財団法人金沢総合健康センター	公益財団法人金沢健康福祉財団	平成31年4月1日

●金沢市告示第126号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の8.49
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年22,200円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年11,100円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年16,650円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年15,540円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年7,770円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年11,655円
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年11,100円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年5,550円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年8,325円
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年4,440円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年2,220円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年3,330円

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.55
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年10,200円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年7,080円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年3,540円

- 特定継続世帯 1世帯につき年5,310円
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年7,140円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,956円
- 特定世帯 1世帯につき年2,478円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,717円
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,100円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年3,540円
- 特定世帯 1世帯につき年1,770円
- 特定継続世帯 1世帯につき年2,655円
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,040円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年1,416円
- 特定世帯 1世帯につき年708円
- 特定継続世帯 1世帯につき年1,062円
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.15
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,160円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年5,520円
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年7,812円
- イ 1世帯につき年3,864円
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,580円
- イ 1世帯につき年2,760円
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,232円
- イ 1世帯につき年1,104円

●金沢市告示第127号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
しみず眼科	金沢市直江南1丁目33番地	平成31年3月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
若林光生堂薬局	金沢市円光寺2丁目6番7号	平成31年3月4日

●金沢市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供しません。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1202	材 木 町 線 26号	材 木 町 463番 1先から 材 木 町 463番 5先まで	
1410	糸 田 新 町 線 17号	糸 田 新 町 147番 1先から 糸 田 新 町 147番 4先まで	
1431	泉が丘2丁目線 9号	泉 が 丘 2 丁 目 52番 1先から 泉 が 丘 2 丁 目 52番 3先まで	
2703	金石北3丁目線 17号	金 石 北 3 丁 目 204番 1先から 金 石 北 3 丁 目 179番 16先まで	
3216	大 徳 16号 観 音 堂 町 東 線 18号	観 音 堂 町 ル 53番 7先から 観 音 堂 町 ル 53番 3先まで	
3617	戸 板 17号 若 宮 町 線 49号	若 宮 町 チ 12番 3先から 若 宮 町 チ 12番 1先まで	
3815	押 野 15号 八 日 市 1 丁 目 線 36号	八 日 市 1 丁 目 252番 2先から 八 日 市 1 丁 目 252番 5先まで	
4026	三 馬 26号 横 川 5 丁 目 線 19号	横 川 5 丁 目 163番 先から 横 川 5 丁 目 148番 先まで	
4026	三 馬 26号 横 川 5 丁 目 線 20号	横 川 5 丁 目 136番 1先から 横 川 5 丁 目 125番 4先まで	
4026	三 馬 26号 横 川 5 丁 目 線 21号	横 川 5 丁 目 109番 5先から 横 川 5 丁 目 104番 1先まで	
4026	三 馬 26号 横 川 5 丁 目 線 22号	横 川 5 丁 目 82番 1先から 横 川 5 丁 目 74番 3先まで	
4449	小 坂 49号 三 池 町 線 65号	三 池 町 10番 3先から 三 池 町 10番 1先まで	
4450	小 坂 50号 小 坂 町 西 線 41号	神 宮 寺 町 1番 98先から 神 宮 寺 町 1番 96先まで	
4450	小 坂 50号 小 坂 町 西 線 42号	小 坂 町 北 32番 1先から 小 坂 町 北 32番 7先まで	
5044	森 本 44号 南 森 本 町 線 46号	南 森 本 町 チ 67番 11先から 南 森 本 町 チ 67番 3先まで	

●金沢市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供しません。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1311	旧	石引4丁目線 10号	石 引 4 丁 目 118番 1先から	
			石 引 4 丁 目 142番 2先まで	
	新		石 引 4 丁 目 120番 1先から	
			石 引 4 丁 目 142番 2先まで	
3814	旧	押 野 14号 八日市出町線 42号	八 日 市 出 町 389番 1先から	
			八 日 市 出 町 386番 1先まで	
	新		八 日 市 出 町 378番 4先から	
			八 日 市 出 町 386番 1先まで	

●金沢市告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	材木町線26号	6.0	37
一般市道	石引4丁目線10号	2.1 ~ 3.1	90
一般市道	糸田新町線17号	6.0	33
一般市道	泉が丘2丁目線9号	6.0	26
一般市道	金石北3丁目線17号	6.0	104
一般市道	大徳16号観音堂町東線18号	6.0	45
一般市道	戸板17号若宮町線49号	6.0	36
一般市道	押野14号八日市出町線42号	6.9 ~ 7.0	95
一般市道	押野15号八日市1丁目線36号	6.0	36
一般市道	三馬26号横川5丁目線19号	3.5	33
一般市道	三馬26号横川5丁目線20号	3.5	33
一般市道	三馬26号横川5丁目線21号	3.7	32
一般市道	三馬26号横川5丁目線22号	4.3	35
一般市道	小坂49号三池町線65号	6.0	34
一般市道	小坂50号小坂町西線41号	6.0	199
一般市道	小坂50号小坂町西線42号	6.0 ~ 10.0	32
一般市道	森本44号南森本町線46号	6.0 ~ 16.0	54

●金沢市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
材 木 町 線 26号	材 木 町 463番 1先から	平成31年4月1日
	材 木 町 463番 5先まで	

石引4丁目線 10号	石 引 4 丁 目 石 引 4 丁 目	120番 1先から 142番 2先まで	平成31年4月1日
糸田新町線 17号	糸 田 新 町 糸 田 新 町	147番 1先から 147番 4先まで	平成31年4月1日
泉が丘2丁目線 9号	泉 が 丘 2 丁 目 泉 が 丘 2 丁 目	52番 1先から 52番 3先まで	平成31年4月1日
金石北3丁目線 17号	金 石 北 3 丁 目 金 石 北 3 丁 目	204番 1先から 179番 16先まで	平成31年4月1日
大 徳 16号 観音堂町東線 18号	観 音 堂 町 ル 観 音 堂 町 ル	53番 7先から 53番 3先まで	平成31年4月1日
戸 板 17号 若 宮 町 線 49号	若 宮 町 チ 若 宮 町 チ	12番 3先から 12番 1先まで	平成31年4月1日
押 野 14号 八日市出町線 42号	八 日 市 出 町 八 日 市 出 町	378番 4先から 386番 1先まで	平成31年4月1日
押 野 15号 八日市1丁目線 36号	八 日 市 1 丁 目 八 日 市 1 丁 目	252番 2先から 252番 5先まで	平成31年4月1日
三 馬 26号 横川5丁目線 19号	横 川 5 丁 目 横 川 5 丁 目	163番 先から 148番 先まで	平成31年4月1日
三 馬 26号 横川5丁目線 20号	横 川 5 丁 目 横 川 5 丁 目	136番 1先から 125番 4先まで	平成31年4月1日
三 馬 26号 横川5丁目線 21号	横 川 5 丁 目 横 川 5 丁 目	109番 5先から 104番 1先まで	平成31年4月1日
三 馬 26号 横川5丁目線 22号	横 川 5 丁 目 横 川 5 丁 目	82番 1先から 74番 3先まで	平成31年4月1日
小 坂 49号 三池町線 65号	三 池 町 三 池 町	10番 3先から 10番 1先まで	平成31年4月1日
小 坂 50号 小坂町西線 41号	神 宮 寺 町 神 宮 寺 町	1番 98先から 1番 96先まで	平成31年4月1日
小 坂 50号 小坂町西線 42号	小 坂 町 北 小 坂 町 北	32番 1先から 32番 7先まで	平成31年4月1日
森 本 44号 南森本町線 46号	南 森 本 町 チ 南 森 本 町 チ	67番 11先から 67番 3先まで	平成31年4月1日

●金沢市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定する道路の路線名

三馬26号横川5丁目線19号

三馬26号横川5丁目線20号

三馬26号横川5丁目線21号

三馬26号横川5丁目線22号

2 指定する期日

平成31年4月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		

子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	

2 予防接種の対象から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (9) (2)から(7)まで((6)を除く。)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第209号	平成31年3月18日	金沢市森戸2丁目187番2の一部並びに186番2、187番4、187番5及び187番6並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	33.99	5.0

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成31年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第4号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表に次のように加える。

建造物	しょうふうかく 松風閣（旧 広坂御広式御対面所） むなふだ 棟札	きゅうひろさか お ひろしき ご たいめんじよ つけたり 附	1棟	金沢市本多町3丁目2番1号	指定平成31年4月1日
			1枚	北陸放送株式会社	

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成31年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成31年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
607	熊田設備工業	白山市中奥町199番地1 リプロB I Z Z - A201号室

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成31年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第2負担区

浅野本町及び乙丸町の各一部

第3負担区

山科1丁目の一部

第4負担区

法光寺町及び柳橋町の各一部

第5負担区

東御影町の一部

第6負担区

観音堂町、木越町、御供田町、近岡町、湊2丁目、湊3丁目及び南新保町の各一部

第7負担区

大場町、岸川町、北塚町、才田町、忠縄町、辰巳町、月浦町、利屋町、八田町、二日市町、南森本町及び弥勒町の各一部

特定環境保全負担区

湯涌田子島町の一部

平成31年(2019年)4月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)4月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄